

遠野市監査委員告示第5号

令和4年4月28日

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

遠野市監査委員 佐々木 資 光

遠野市監査委員 多 田 博 子

令和4年度定期監査（有価証券等・岩手県収入証紙・水道事業貯蔵品）結果報告書

1 監査の基準

本監査は、遠野市監査基準（令和2年遠野市監査委員告示第3号）に準拠し、実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査

3 監査の対象、項目及び対象課等

対 象	項 目	対象課等
有価証券、出資証券及び出 捐金証書	管理、取得処分及び保管 状況に関する事 こと。	総務企画部管財課及び 会計課
岩手県収入証紙	出納及び保管状況に関す ること。	市民課
水道事業貯蔵品	出納及び保管状況に関す ること。	上下水道課

4 監査の主な着眼点

- (1) 監査の対象に係る管理が適法に行われているか。
- (2) 監査の対象に係る管理が合理的かつ効率的に行われているか。

5 監査の実施内容

本監査の対象課等に対して、監査書類を次の表により提出又は提示を求め、その内容について照合確認するとともに、対象課等の職員から説明を聴取して実施した。

事前提出書類	1 有価証券、出資証券及び出捐金証書（以下「有価証券等」という。） 公有財産台帳の写し 2 岩手県収入証紙 県収入証紙当日受払集計表、県収入証紙売りさばき数伝票及び3月末 現在で保管している県収入証紙の写し（本庁及び宮守総合支所分）並び に基金審査調書 3 水道事業貯蔵品 令和3年度末における水道事業貯蔵品一覧表の写し
当日提示書類	1 有価証券等 (1) すべての有価証券等 (2) 有価証券等に係る出納及び財産に関する書類

6 監査の実施期間及び場所

- (1) 期間 令和4年4月13日（水曜日）の1日間
- (2) 場所 本庁舎中会議室B・C
東館倉庫、神明倉庫、たかむろ浄水場倉庫

7 監査の結果

(1) 有価証券等について

特に指摘すべき事項は認められなかった。

(2) 岩手県収入証紙について

岩手県収入証紙は適切に保管されていたが、現金と県収入証紙の年度末現在高は2,765,000円であり条例で定める基金額2,200,000円を上回る565,000円の支払いが、基金の会計年度を超えた4月5日になされていた。

今後は計画的に購入するなど、会計年度内の事務処理に努められたい。

(3) 水道事業貯蔵品について

貯蔵品は、3カ所いずれの倉庫においても分類に従って整理され、適切に保管されていた。